

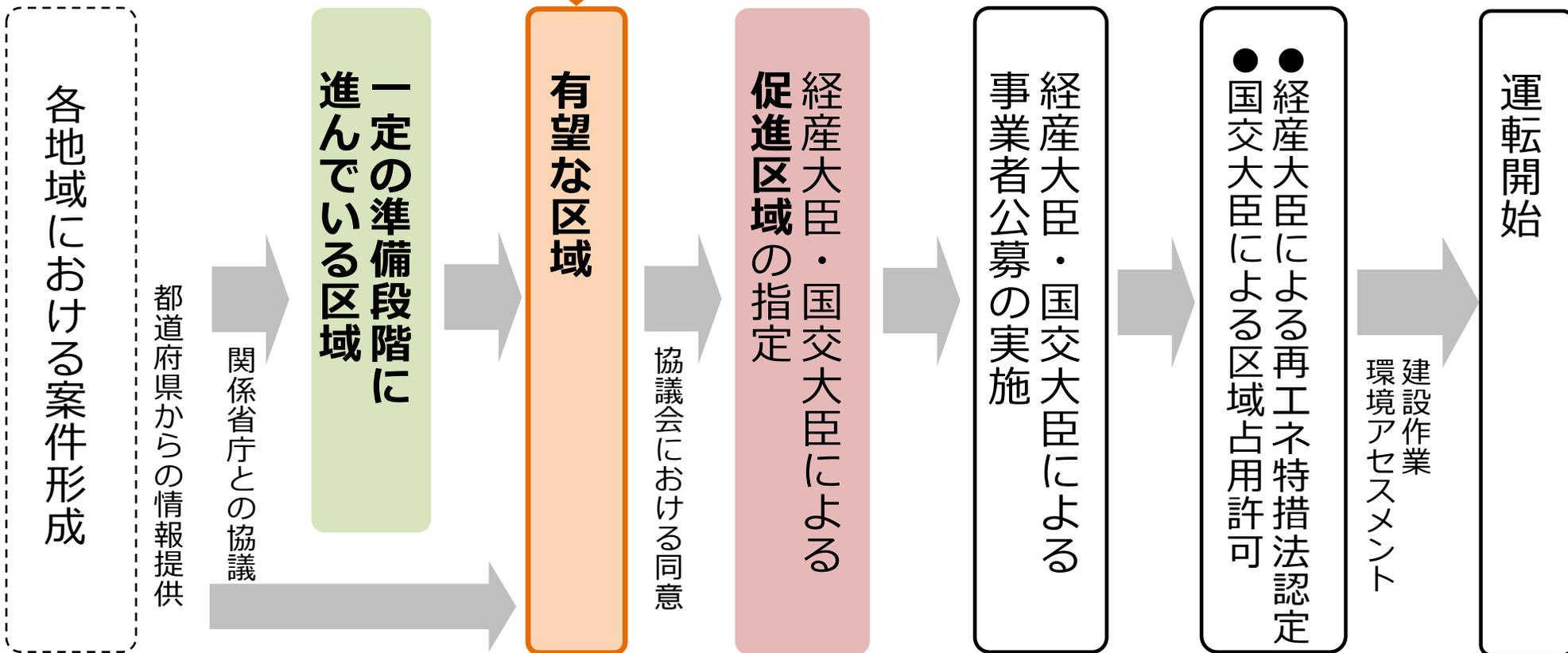
再エネ海域利用法における 今後のプロセスについて

令和5年6月

資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室

再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

5月12日に北海道5区域（石狩市沖、岩宇・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖、松前沖）を**有望な区域**に整理



有望な区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

協議会の設置（再エネ海域利用法第9条＋ガイドライン）

- 有望な区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論

基本方針に掲げる再エネ海域利用法の目標（基本原則）

- 閣議決定された「基本方針」には以下の4つの目標を定めており、協議会の運営、促進区域の指定等の法律の運用の大原則となっている。

1. 長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現

- ✓ 長期間にわたり海域を占有することから、信頼性があり、かつ国民負担抑制のためのコスト競争力のある電源を導入することが重要。
- ✓ このため、「長期的、安定的かつ効率的」な発電事業の実現を目指す。

2. 海洋の多様な利用等との調和

- ✓ 漁業等と共存共栄した海洋再生可能エネルギー発電事業を実現する。

3. 公平性・公正性・透明性の確保

- ✓ コスト低減や先進的な技術開発等の事業者の創意工夫を後押しするため、公平性・公正性・透明性を確保し、適切な競争環境を実現する。

4. 計画的かつ継続的な導入の促進

- ✓ 洋上風力産業の健全な発展を図るためには、継続的な市場をつくることが重要であることから、計画的かつ継続的な洋上風力発電の促進を図る。

促進区域の指定基準の概要

- 再エネ海域利用法第8条第1項では、促進区域の指定基準として、以下のとおり、第1号から第6号までの基準が定められている。
- 促進区域の指定に当たっては、第1号から第6号までの基準を総合的に判断し、洋上風力発電に適した区域を選定していくこととなる。

○促進区域の指定基準（再エネ海域利用法 第8条第1項）

第1号 自然的条件と出力の量

- ✓ 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

第2号 航路等への影響

- ✓ 当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であること。

第3号 港湾との一体的な利用

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であること。

第4号 系統の確保

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。

第5号 漁業への支障

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。

第6号 ほかの法律における海域及び水域との重複

- ✓ 漁港漁場整備法により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法に規定する港湾区域、海岸法により指定された海岸保全区域等と重複しないこと。

協議会意見とりまとめと地域の将来像

- 「有望な区域」では、再エネ海域利用法に基づく協議会（法定協議会）を開催。
国、都道府県、地元市町村、関係漁業者、有識者等が選定事業者を求める事項を議論。
 - 協議会における合意事項は「協議会意見とりまとめ」として文書化し、協議会の構成員（事業者選定後は選定事業者を含む）は、協議の結果を尊重しなければならない（法第9条第6項）。
- 最近の協議会では、洋上風力発電事業を通じた地域や漁業の将来像についても議論。
選定事業者は、地元と一緒に、その実現に向けて取り組むことが求められる。

協議会意見とりまとめ (⇒ 公募占用指針の一部に)

選定事業者を求める事項

1. **地域・漁業との共存共栄策の実施**
2. 漁業影響調査
3. 発電設備の設置・運営に係る留意点
4. 環境配慮

地域の将来像

- (例)
- ①長崎県西海市江島沖
…漁業等の持続的発展のための環境整備
(海産資源の保護・育成、漁業従事者の環境整備、水揚高増の取組 等)
 - ②新潟県村上市・胎内市沖
…水産資源管理や漁獲量把握等の情報共有、
地場産水産物の販売力強化、鮭等の孵化
増殖事業 等

**地域・漁業の将来像の実現に向けて、
一丸となって取り組むことで、共存共栄を具現化**

将来像の事例（新潟県村上市・胎内市沖）

- **地球温暖化の抑止**を大切な環境課題と捉え、再エネ促進。
洋上風力を誘致し、この地で暮らす人々・生まれ育つ人々が環境を大切に考えるようになり、**地域のシビックプライド**を醸成。
- 洋上風力を実現し、**産業振興・雇用確保**、魅力ある**観光スポット**を生む。
将来を見据えた**持続可能なまちづくり・地域の活性化**、**持続可能な漁業体制**を構築。

◎ 地域振興策

- ① 地域における新産業の育成・雇用確保
- ② 地元サプライチェーン構築
- ③ 港湾地域の活性化
- ④ 観光振興、環境教育の活性化

◎ 漁業振興策

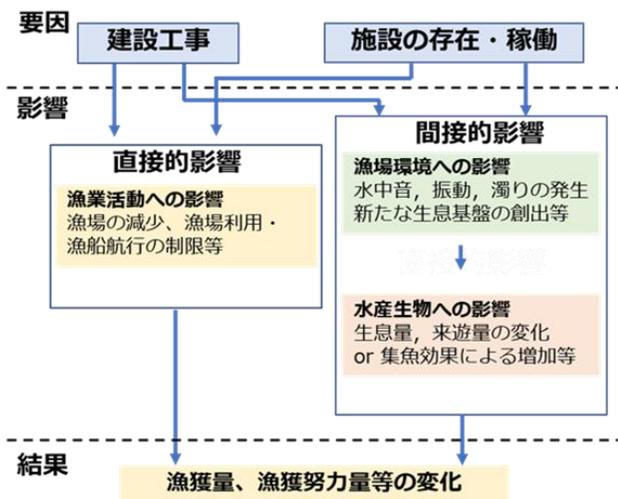
- ① 漁業経営基盤の強化
- ② 漁業環境整備、担い手育成、販売力強化・消費拡大
- ③ 鮭を中心とした孵化増殖事業、鮭文化の保全・発展



（出典：新潟日報（2022年8月26日））

漁業影響調査の考え方

- 協議会において、洋上風力発電設備の整備及び稼働に伴う漁業への影響調査を行うにあたり、**地域の漁業の特性等を勘案して、調査の方法及び考慮すべき事項を「漁業影響調査の考え方」として整理。**
- 選定事業者はこの内容を基本的な仕様として考慮し、漁業者等と議論のうえ、具体的な調査内容を設計。



新潟県村上市・胎内市沖の例

<魚種・調査時期>

- **地域の特徴を踏まえ**、調査対象魚種を抽出
- 着工前1年、工事期間中、運転開始後3年にわたってモニタリング

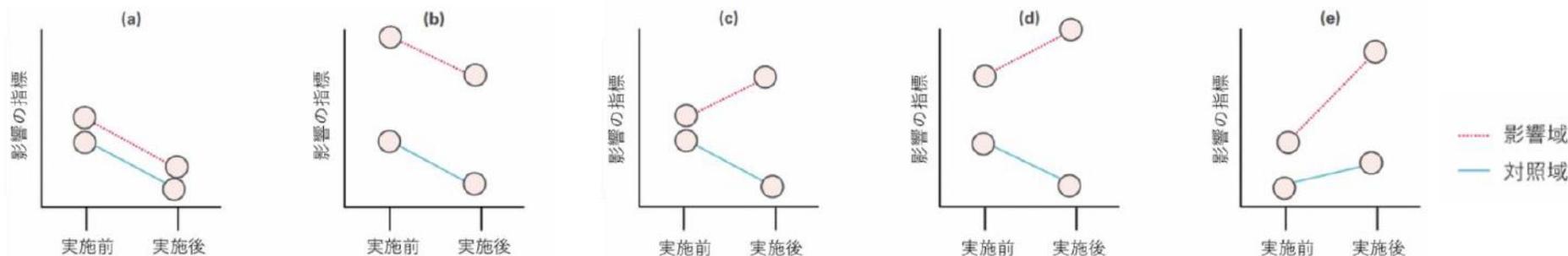
<評価指標>

- 漁獲量・水揚量
- 漁獲努力量（出漁日数、操業時間、航行距離等）
- 単位漁獲努力量当たり漁獲量

<調査方法>

- **影響域・対象域における評価指標の変動**に有意な差が見られるか

洋上風力による漁業影響の発生要因と漁業影響の関係 (NEDO, 2020)



影響域および対照域における発電事業実施前後の変化から、影響の大きさを求める方法 (BACIデザイン) のイメージ (Schwarz, 1998を一部改変)
 → (a)、(b)は影響がなく、(c)~(e)は影響がある場合の例 ※BACI: Before, After, Control, Impact

事業者公募プロセスの全体像

<促進区域の指定>

<「一般海域における占用公募制度の運用指針」に基づき公募占用指針を作成>

評価基準

供給価格上限額

その他の事項
(参加資格等)

都道府県知事と学識経験者
への意見聴取

調達価格等算定委員会への意見聴取

公募占用指針の決定

国が行う
調査
(公募に当たり
必要な情報の
提供)

【2か月～】

▶ 都道府県知事等へ意見聴取をしながら、区域ごとの事情等も考慮して公募占用指針の案を作成。

<公募の実施>

公募開始
(公募占用指針の公示)

事業者から公募占用計画の提出

第1段階 公募占用計画の審査 (事務局で審査)

第2段階 公募占用計画の評価

地域との調整、地域経済等への波及効果についての都道府県知事からの意見の参考聴取

第三者委員会における評価

【原則6か月】

▶ 公募に必要な期間は原則6か月

【2か月～】

▶ 適合審査に必要な期間は2か月程度

【3か月～】

▶ 評価に必要な期間は3か月程度

<事業者選定>

(参考) 「セントラル方式」におけるJOGMECの調査

岩宇・南後志地区沖、島牧沖、
檜山沖で実施中

- 洋上風力の案件形成における課題として、複数の事業者が同一海域で重複した調査を実施し非効率であるほか、それに伴い地元漁業における操業調整等の負担が生じている。
- これら弊害を解消することも含め、政府や自治体の主導的な関与により、効率的な案件形成を実現する仕組みとして、「セントラル方式」の制度設計を行っている。
- セントラル方式の一環として、JOGMECが担い手となり、洋上風力発電事業の検討に必要な基本設計に関する調査を実施。事業者は、この調査結果を用いて事業計画の検討を行う。

※JOGMECは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」の略称
(Japan Organization for Metals and Energy Security)

「セントラル方式」における案件形成プロセスのイメージ

